

大分類B—林業及び狩獵業

總 説

この大分類は、林業として伐木業、木材運搬業、森林撫育業及び樹皮その他の林産物の蒐集並びに林業関係のサービス業を含み、狩獵業として狩獵業、ワナカケ業を含んでいる。必要な場合は、細分類を更に分類して五桁の数字を用い、官営、公営、私営別に分類する。

中分類 06 — 林業

061 育林業

0611 育林業

將來直接利用するために山林所有者により保有されている山林で、その山林に對し、林木の造林撫育が重要作業である事業所をいう。

○私有林經營業：山林を經營する都道府縣、及び市町村の事業所；營林局；營林署；山持植林業；漆樹栽培業；竹林業（タケノコ栽培を除く）；森林業；造林業；薪炭林經營業；造林會社；植林請負業；山林植栽業；桐栽培業；油桐栽培業；足場丸太林經營業；パルプ材育林業；杭木育林業；山林業

×林野局は大分類 L—公務に分類される；林業試驗場は大分類K—サービス業細分類9373—農學研究所に分類される；學校演習林は大分類K—サービス業細分類 9373—農學研究所に分類される。

062 製薪業及び木炭製造業

0621 製薪業

直営及び請負による薪の切出製造を行う事業所をいう。

○薪伐出製造業

0622 木炭製造業

主として木炭を製造する事業所をいう。但し、他人に儲われてする焼子は含まない。

○炭燒業（焼子を除く）；製炭會社；炭燒請負業；炭質燒業；木炭製造業；黑炭製造業；枝炭製造業；白炭製造業

063 木材伐出業

0631 木材伐出業

伐木業又は伐木と運材とを兼ね營む事業所をいう。

○伐木運材業；伐木運材請負業。

069 その他の林業

0691 その他の林業

他に分類されない林業及び林業に直結するサービス業をいう。

○松脂採取業；漆採取業；漆搔業；松根採取業（森林内で行う松根油蒸溜を含む）；

中分類06—林業

杉皮採取業；棕根皮剥業；天然茸採取業；藤蔓採取業；アケビ蔓採取業；樹皮採取業；松茸山業；林木種子採取業；林內種實採取業；粗製樟腦採取業；コルク皮採取業；野草採取業；造林用種苗業；山林苗圃業；枝下し業；枝打業；下刈業；山薪業；籠採取業；粗朶採取業；竹皮採取業；置採取業；網場業；柴採取業；五倍子採取業；松葉採取業

中分類07—狩 獵 業

中分類 07 — 狩 獵 業

總 說

本分類は、主として狩獵、ワナカケ等を行う事業所をいう。毛皮用又は食用のために野獸を捕獲したり、食用野鳥を獲ることを主な業務とするもの、害鳥獸の捕獲を主な業務とするものは本分類に含まれる。

小分類 細分類
番 號 番 號

071 狩 獵 業

0711 狩 獵 業

○狩獵業；ワナカケ業；獵師業；カスミアミ業。